

令和6年度みやざきフードビジネス人材育成支援事業
業務委託契約企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県が実施する令和6年度みやざきフードビジネス人材育成支援事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別紙1「令和6年度みやざきフードビジネス人材育成支援事業業務委託仕様書」による。

3 契約上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託料は年2回に分割し、概算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

5 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人であること。

- (1) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種同規模以上の業務の実績を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 公告 | 令和6年5月23日(木) |
| (2) 質問の締切 | 令和6年6月7日(金)午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和6年6月14日(金)午後5時(別紙2) |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和6年6月21日(金)午後5時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和6年7月2日(火)予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年7月上旬 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

ア 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階
宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室

イ 提出期限

令和6年6月14日(金)午後5時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

「2 委託業務の内容」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書(5部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。

(イ) スケジュール(5部)

- ・書式はA4判(A3判を折り曲げて可)とする。

(ウ) 見積書(原本1部、写し4部)

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・担当者氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号)を記載すること。

(エ) 会社概要(5部)

(オ) 業務実績(過去3年以内の地方公共団体との契約実績)(5部)

(カ) 誓約書(1部)

- ・別紙3により提出すること。

ウ 提出期限

令和6年6月21日(金)午後5時(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

オ 提出先

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室

9 プレゼンテーション

(1) 日時

令和6年7月2日（火）予定

(2) 場所

宮崎県庁8号館 4階 第一会議室 予定

(3) 実施方法

対面又はオンラインでのプレゼンテーション方式

- ・プレゼンテーションは、1社当たり説明20分、質疑応答10分、合計30分以内
- ・発表順は企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

10 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

(1) 提出先

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室

(2) 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時

(3) 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は下記16の担当者へ連絡すること）

(4) 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

11 審査

(1) 複数の審査委員において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(2) 審査基準は審査基準表（別紙5）のとおりとする。

(3) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(4) (3)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

12 結果通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

13 契約締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書及び資料は返却しない。
- (4) 業務実施に当たっては、宮崎県食品・メディカル産業推進室と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

16 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室 濱山、小野

TEL:0985-26-7101 FAX:0985-26-7322

E-mail:shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp